

# 標準引越運送約款

(平成二年運輸省告示第五百七十七号)

最終改正令和六年国土交通省告示第二百十号

目 次

- 第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 見積り(第三条)  
第三章 運送の引受け(第四条・第五条)  
第四章 荷物の受取(第六条・第八条)  
第五章 荷物の引渡し(第九条・第十二条)  
第六章 指図(第十三条・第十四条)  
第七章 事故(第十五条・第十七条)  
第八章 運賃等(第十八条・第二十一条)  
第九章 責任(第二十二条・第二十九条)

## 第二章 見積り

### (適用範囲)

第一条 この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転又は当店が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送であつて、この約款によらない旨をあらかじめ記載した場合には、適用されません。

第二条 この約款に定めのない事項については、法令又は一般的の慣習によります。

第三条 当店は、前項の規定にかかるらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

第四条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第五条 前項の受付日時は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第六条 当店は、前項の規定による処分をしたときは、運送なくその旨を荷送人に通知します。

第七条 当店は、前項の規定による処分をしたときは、運送なくその旨を荷送人に通知します。

第八条 当店は、前項の規定による処分をしたときは、運送なくその旨を荷送人に通知します。

第九条 当店は、前項の規定による処分をしたときは、運送なくその旨を荷送人に通知します。

第十条 当店は、前項の規定による処分をしたときは、運送なくその旨を荷送人に通知します。

第十一条 当店は、前項の規定による処分をしたときは、運送なくその旨を荷送人に通知します。

第十二条 当店は、前項の規定による処分をしたときは、運送なくその旨を荷送人に通知します。

第十三条 当店は、前項の規定による処分をしたときは、運送なくその旨を荷送人に通知します。

第十四条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときには、前条第一項の規定による荷送人の指図に応じないことがあります。

第十五条 当店は、荷物の全部の滅失を発見したときは、運送なくその旨を荷送人に通知します。

第十六条 当店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷を発見したときは、荷物の引渡しが見積ります。

第十七条 当店は、荷物の引渡しにかかる費用は、荷送人の負担とします。

第十八条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第十九条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第二十条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第二十一条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第二十二条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第二十三条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第二十四条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第二十五条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第二十六条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第二十七条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第二十八条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第二十九条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第三十条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第三十一条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第三十二条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第三十三条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第三十四条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第三十五条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第三十六条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第三十七条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第三十八条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第三十九条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第四十条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第四十一条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

第四十二条 当店は、前項の規定により荷送人の負担とします。

### (見積り)

第四十三条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」といいます。)を行います。

第四十四条 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

第四十五条 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

第四十六条 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号

第四十七条 荷物の受取日時及び引渡し日

第四十八条 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

第四十九条 運賃等の合計額、内訳及び支払方法

### (見積り)

第五十条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」といいます。)を行います。

第五十一条 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

第五十二条 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

第五十三条 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号

第五十四条 荷物の受取日時及び引渡し日

第五十五条 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

第五十六条 運賃等の合計額、内訳及び支払方法

### (見積り)

第五十七条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」といいます。)を行います。

第五十八条 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

第五十九条 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

第六十条 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号

第六十一条 荷物の受取日時及び引渡し日

第六十二条 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

第六十三条 運賃等の合計額、内訳及び支払方法

### (見積り)

第六十四条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」といいます。)を行います。

第六十五条 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

第六十六条 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

第六十七条 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号

第六十八条 荷物の受取日時及び引渡し日

第六十九条 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

第七十条 運賃等の合計額、内訳及び支払方法

### (見積り)

第七十一条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」といいます。)を行います。

第七十二条 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

第七十三条 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

第七十四条 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号

第七十五条 荷物の受取日時及び引渡し日

第七十六条 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

第七十七条 運賃等の合計額、内訳及び支払方法

### (見積り)

第七十八条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」といいます。)を行います。

第七十九条 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

第八十条 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

第八十一条 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号

第八十二条 荷物の受取日時及び引渡し日

第八十三条 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

第八十四条 運賃等の合計額、内訳及び支払方法

### (見積り)

第八十五条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」といいます。)を行います。

第八十六条 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

第八十七条 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

第八十八条 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号

第八十九条 荷物の受取日時及び引渡し日

第九十条 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

第九十一条 運賃等の合計額、内訳及び支払方法

### (見積り)

第九十二条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」といいます。)を行います。

第九十三条 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

第九十四条 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

第九十五条 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号

第九十六条 荷物の受取日時及び引渡し日

第九十七条 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

第九十八条 運賃等の合計額、内訳及び支払方法

### (見積り)

第九十九条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」といいます。)を行います。

第一百条 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

第一百一条 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

第一百二条 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号

第一百三条 荷物の受取日時及び引渡し日

第一百四条 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

第一百五条 運賃等の合計額、内訳及び支払方法

### (見積り)

第一百六条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」といいます。)を行います。

第一百七条 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

第一百八条 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

第一百九条 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号

第一百十条 荷物の受取日時及び引渡し日

第一百十一条 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

第一百十二条 運賃等の合計額、内訳及び支払方法

### (見積り)

第一百三十三条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」といいます。)を行います。

第一百三十四条 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

第一百三十五条 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

第一百三十六条 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号

第一百三十七条 荷物の受取日時及び引渡し日

第一百三十八条 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

第一百三十九条 運賃等の合計額、内訳及び支払方法

### (見積り)

第一百四十一条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について